

射水市監査委員告示第11号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年8月に実施した教育委員会（学校教育課、教育センター、学校給食センター、生涯学習・スポーツ課、図書館、新湊博物館）の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年9月1日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

定例監査結果報告

第1 監査概要

1 監査対象及び選定理由

(1) 監査対象

(教育委員会) 学校教育課、教育センター、学校給食センター、
生涯学習・スポーツ課、図書館、新湊博物館
小学校15校(放生津、新湊、作道、片口、堀岡、東明、塚原、
小杉、金山、歌の森、太閤山、中太閤山、大門、大島、下村)
中学校6校(新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門)

(2) 選定理由

教育委員会の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	生涯学習・スポーツ課	令和4年8月16日 ～令和4年8月31日 (令和3年度執行分)	書面監査
	図書館		
	新湊博物館		
書面監査	学校教育課		監査委員監査
	教育センター		
	学校給食センター		

2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。

	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

小学校及び中学校に対する重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務事務が適正に行われないリスク	ア 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
	イ 違法、不当な支出又は不経済な支出が行われていないか。
	ウ 補助金等は、条件どおり履行され、その効果が確認できるか。
	エ 需用費、備品購入費等の支出において、検査検収が確実に行われているか。物品の納品、修繕の事実等がないものはないか。

	オ 役務費の支出において、金券類（切手、印紙等）の使用及び保管管理が適正に行われているか。
(2) 施設、備品の管理が適正に行われないリスク	ア 財産管理について、資産台帳、備品台帳等が整備されているか。
	イ 行政財産の目的外使用等がある場合、手続が適正に行われているか。
	ウ 施設の設備及び運営について、点検等により指摘を受けた事項は適切に是正されているか。
	エ 施設、備品は安全性を考慮し、管理運営されているか。災害対策や防犯対策は万全か。
(3) 人事管理、事務管理等が適正に行われないリスク	ア 職員の勤務状況は適正か。また、休暇、職務免除等の手続きは適正か。
	イ 文書の収発、整理及び保存は適切か。
	ウ 公印は厳正に管理されているか。
	エ 個人情報の管理は徹底されているか。
(4) 準公金（各種徴収金）の取扱が適正に行われないリスク	ア 準公金に係る現金、通帳及び印鑑の保管管理が適正に行われているか。
	イ 準公金の出納事務の管理点検体制は整備され、有効に機能しているか。

4 監査の実施内容

教育委員会の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年8月17日から令和5年8月31日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 学校教育課

学校教育課は、教育委員会の事務や管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること。
- ② 事務局各課との連絡に関すること。
- ③ 学校教育全般の国庫補助事務に関すること。
- ④ 児童生徒の就学に関すること。

(2) 教育センター

教育センターは、教員研修や生徒指導に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 学力向上に関すること。
- ② 教員研修に関すること。
- ③ 教育相談・訪問相談に関すること。
- ④ 教育指導に係る調査及び統計に関すること。

(3) 学校給食センター

学校給食センターは、学校給食調理等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 学校給食の実施に関すること。
- ② 学校における給食指導の援助に関すること。
- ③ 市内全学校の給食費の収支に関すること。
- ④ 物資選定に関すること。

(4) 生涯学習・スポーツ課

生涯学習・スポーツ課は、生涯学習やスポーツの推進及び文化財の保護に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 生涯学習の振興に関すること。
- ② 児童・青少年の健全育成に関すること。
- ③ 埋蔵文化財の保護及び史跡等の保存、管理に関すること。
- ④ スポーツ推進事業及びPRに関すること。
- ⑤ 関係施設の管理、運営に関すること。

(5) 図書館

図書館は、図書資料の貸出し等の事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- ② 読書会、研究会、鑑賞会の奨励に関すること。
- ③ 学校図書館との連携・協力に関すること。
- ④ 他の公共施設等との連携に関すること。

(6) 新湊博物館

新湊博物館は、高樹文庫や地域の歴史資料等に係る研究及び事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 高樹文庫とその関連資料、地域の歴史資料等の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及に関すること。
- ② その他の地域の歴史、芸術文化、生活等に関する資料を活用し、市民の学習、文化活動の向上に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 生涯学習・スポーツ課

ア 各地域における生涯学習等の活動には、適宜適切な指導と支援をお願いするとともに、各種団体への交付金や補助金については、事業効果を検証して団体の育成に当たられたい。

イ 施設管理について、アンケートなど市民の意見を参考に問題点等の解決を図るとともに、老朽化施設の修繕を計画的に実施され、利用者に迷惑がかからないよう迅速な対応をお願いしたい。

(2) 図書館

ア 若者の図書館離れが進んでいる中、利用者ニーズを的確に捉え、新刊図書の実質を図るなど、利用者数や貸出数の増加に努められたい。

イ 企画展については、マンネリ化することなく常に新しい企画を考案して、新規利用者、特に若年世代の利用者確保に努められたい。

(3) 新湊博物館

ア 重要文化財である高樹文庫を中心に、地域に関わる様々な主要展示をするユニークな施設として適切に対応されているが、来館者数が少ないので、道の駅利用者等の観光客や市外の人々にも数多く足を運んでもらえるよう導線を検討されたい。